

(参考資料)

事業者が詳細設計及び工事施工に関して提出する書類

優先交渉権者は詳細設計及び工事施工に関し、補足資料として以下の書類を本市に提出すること。なお、内容や提出方法等の詳細については、別途定める。

詳細設計にあたっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と同等程度の性能を確保した設計を行うことを原則とし、本市の担当者の承諾を受けなければならない。また、これらの仕様書に記述のない施工については、本市担当者が確認することを必要とする。

<詳細設計時>

a 設計書類

設計負荷計算書、工事内訳書、官公庁打合せ記録

b 工事内訳書

工事費の費目とその内訳がわかる資料

c 図面

(i) 空調関係図

図面リスト、機器リスト、配管系統図、ダクト系統図、屋外配管図、機械室平面図、断面図、その他必要な図面

(ii) 電気関係図

図面リスト、電灯平面図、照明器具リスト・姿図、その他必要な図面

(iii) その他建築等の必要な図面

なお、(i)～(iii)の図面の作成にあたっては、改修箇所を明示し、改修工事に必要な仮設図を添付すること。

<工事施工時>

- ① 工事施工は、承諾を受けた詳細設計図面に基づいて行い、施工監理にあたっては本市の工事担当者の指示を受け、施設の運営管理に支障とならないよう留意した施工計画を作成し、本市の承諾を受けて施工すること。
- ② 事業者は、関係法令上適切な工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。
- ③ 事業者は、各工事の「標準仕様書」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び「監理指針」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準じた適正な施工を行うこと。

- ④ 本市は、定期的に事業者の工事施工、工事監理の状況の確認を求め、事業者は、この求めに誠実に応じること。
- ⑤ 事業者は、本市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。また、工事現場での施工状況の確認を行うこと
- ⑥ 工事中の安全対策・施設管理者及び近隣住民との調整等は、事業者において十分に行うこと。
- ⑦ 工事完成時には、施工記録を用意し、現場で本市の確認を受けること。
- ⑧ 工事完成時には、以下の資料を2部作成し、本市に引き渡すこと。なお、完成図面製本、主要な機器仕様図については、別途データ（PDF形式、図面データについてはCAD形式（オリジナル形式及びDXF形式）を含む。）を2組作成し、本市に提出すること。
 - a 完成図面製本
 - b 完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、試験成績表、及び各種許認可書の写し等）
- ⑨ その他必要に応じて、各種許認可等の書類を作成し、その写しを本市に提出すること。